部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第421号
（県民、生企、人少、ヤ対、捜一、
捜二、組対、交企、交指、交機、
高速、備一）
令和８年１月５日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県警察再被害防止要綱の運用上の留意事項等について（通達乙）

再被害防止については、「高知県警察再被害防止要綱の制定について（通達甲）」（令和８年１月５日刑企発第420号。以下「要綱」という。）に基づいた運用が開始されるところ、その運用上の留意事項等について、下記のとおり定め、令和８年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

本通達の実施に伴い、「再被害防止のための刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示について（通達乙）」（令和５年４月４日刑企発第149号）は廃止する。

なお、本通達については、高知地方検察庁、高知刑務所及び高知保護観察所と協議済みである。

記

第１　再被害防止対象者の指定期間（要綱第３の２関係）

要綱第３の２に規定する指定期間は、指定の日から１年間とする。

第２　再被害防止対象者に対する関連情報の教示（要綱第５の２関係）

要綱第５の２の再被害防止対象者（以下「対象者」という。）に対する措置について、対象者に対し、刑事施設等から通報・回答（以下「通報等」という。）を受けた情報や警察において独自に把握した加害者に関する情報を教示する場合は、次により行うものとする。

なお、対象者以外の被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合には、検察庁の被害者等通知制度において、被害者等の希望により相当と認められるときに、被害者等に受刑者の釈放に関する通知がされることとなっている旨を教示すること。

１　関連情報の教示の基準

刑事施設等から通報等を受けた情報や警察において独自に把握した加害者に関する情報の対象者への教示については、次の基準で行うこと。

(1)　加害者の釈放等に関する情報

対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがある場合、又は

再被害防止のため対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要がある場合には、刑事施設等から通報等を受けた情報のうち、次の事項に限り教示することを原則とする。ただし、刑事施設等から通報等を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されているときには、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア　自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放については、釈放予定の場合には釈放予定月（より具体的な釈放予定の教示は後記(2)による。）、釈放後の場合には釈放の事実及び釈放年月日

イ　仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日（釈放予定の教示は後記(2)による。）

ウ　自由刑の執行停止又は恩赦による釈放については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日（釈放予定の教示は後記(2)による。）

エ　刑事施設に収容中の死亡又は逃走及び再収容については、当該事実及び死亡等の年月日

(2)　加害者に関する詳細な情報

加害者に関する前記(1)以外の詳細な情報は、原則として教示しないが、次のとおり再被害防止のために特に必要がある場合に限り、対象者に教示することができる。ただし、刑事施設等から通報等を受けた情報を教示する場合で、教示する情報の範囲、時期等について意見及び理由が付されているときには、当該意見等を踏まえて行うこと。

ア　釈放予定

自由刑の執行終了若しくは一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による具体的な釈放予定又は仮釈放若しくは仮出場による釈放予定については、身辺警戒を開始するため又は行動範囲に注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要がある場合に限り教示することができるが、教示する事項は○月上旬等とすること。

なお、再被害防止のために不可欠である場合に限り、釈放予定日を教示することができる。

不定期刑の執行終了、自由刑の執行停止及び恩赦による釈放についても前記に準じて取り扱うものとするが、これらは、釈放が決まった後、受刑者が釈放されるまでの期間が短いため、釈放前に通報を受けることができないことがあることに注意すること。

イ　帰住先

帰住先については、対象者の行動範囲について注意を喚起するためな

ど、再被害防止のために特に必要な場合に限り、次の範囲内で教示することができる。

(ｱ)　帰住先が対象者の住居地と同一都道府県内の場合は、当該市区町村名まで。ただし、帰住先が被害者等の住居地と近接しており、再被害防止のために不可欠な場合に限り、地名まで。

(ｲ)　帰住先が対象者の住居地と異なる都道府県の場合は、都道府県名まで。ただし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先と対象者の住居地とが近接しているときには、前記(ｱ)に準じる。

ウ　その他の情報

対象者の注意を喚起するためなど、再被害防止のために特に必要な場合に相当と認められる範囲で教示することができる。

2　教示に当たっての配意事項

(1)　対象者及びその関係者による加害者への報復のおそれがあるなど、教示することが適当でないと認められる場合には、教示しないこと。

(2)　教示を行う場合には、教示する情報の内容、時期、方法等について組織的に検討するとともに、警察が講じようとする再被害防止措置を説明するなどし、対象者がいたずらに不安感を抱くことがないよう配意すること。特に、釈放予定を教示する場合には、再被害防止のための措置を講じるために必要な期間を考慮して、適当と認められる時期に教示すること。

(3)　自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定を教示する場合には、加害者の仮釈放が認められ、釈放予定より早期に釈放されることがあるため、その旨を併せて教示すること。

(4)　再被害防止のため加害者に関する詳細な関連情報を対象者に教示する場合には、当該情報の教示により加害者の更生を害することのないよう、教示の必要性を特に組織的に検討すること。また、再被害防止のために教示が行われていることを説明し、加害者の更生のため、これを公表することのないよう注意を促すこと。さらに、教示の際に加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。

(5)　仮釈放の許可決定が取り消された場合には、地方更生保護委員会から通報がなされるため、仮釈放による釈放予定を対象者に教示していたときには、遅滞なく許可決定が取り消された旨を対象者に連絡すること。

(6)　帰住予定地（自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑（一部執行猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）の実刑部分の期間の執行終了による釈放の場合に通報される帰住地)は加害者の申告によるものであり、指定帰住地（仮釈放による釈放の場合に通報される帰住地）及び特定住居

地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の住居地）は地方更生保護委員会の決定により定められるものである。また、届出住居地（一部猶予期間中の保護観察対象加害者の届出に係る住居地）は、保護観察付一部猶予者について、住居を特定する旨の決定をしない旨の判断がなされた場合において、当該者が釈放された後に出頭することとされた保護観察所の長に届け出たものである。

このため、対象者にこれらの帰住地を教示する場合において、加害者が当該帰住地に居住していることを確認していないときは、その旨付言すること。

(7)　被害者等に、仮釈放による釈放等に関する情報を教示した場合には、通報を行った地方更生保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し、適宜の方法でその旨を通知すること。

第３　刑事施設等との連携（要綱第７の１関係）

要綱第７の１の刑事施設等との連携については､次により行うものとする。

１　釈放事実等の照会

本部担当課長は、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があり、再被害を防止する上で加害者の釈放の事実の有無等を把握する必要があるときは、別表１「窓口刑事施設一覧」で指定されている刑事施設（以下「窓口刑事施設」という。）に対し、別記様式１の釈放事実等照会書により照会することができる。当該照会については、対象者の指定前であっても実施できるので、必要に応じてこれを活用すること。また、検察庁において実施している被害者等通知制度に基づき、検察官又は検察事務官が被害者等に加害者の釈放に関する通知を行っていた場合には、当該検察庁に通知内容等を適宜の方法で照会することも可能である。

なお、加害者の釈放等に関する情報の教示は、第２に定めるとおり、対象者にのみ行うこととし、対象者以外の被害者等への照会結果の教示は行わないこと。

２　釈放等に関する情報の通報要請

(1)　要請方法

本部担当課長は、対象者が指定された場合において、当該者に対する再被害防止措置を実施するに当たり、その加害者の釈放等に関する情報を把握する必要があるときは、窓口刑事施設に対し、別記様式２の釈放等通報要請書及び別記様式３の再被害防止対象者指定理由書により、加害者の釈放等に関する情報の通報を要請（送付による場合は各２通を送付）すること。

なお、この場合において、対象者の人定事項等については、必要があるときを除き記載しないこと。

(2)　関係刑事施設等からの通報

前記(1)の要請を行った場合には、別表２「刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所からの釈放に関する情報の通報」のとおり、刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所（以下「関係刑事施設等」という。）から、それぞれに記載の別記様式により、必要事項の通報がなされる。ただし、関係刑事施設等が、加害者の釈放等に関する情報の全部又は一部を通報することが相当でないと認めるときは、当該情報の欄に「通報不相当」の旨記入が、また、不明な情報は「不明」の旨記入がなされることに留意すること。

(3)　特に急速を要する場合の要請

本部担当課長は、加害者が既に釈放されている場合において、再被害防止措置を執るために特に急速を要するときは、窓口刑事施設を介さず、直接、加害者の釈放を行った刑事施設、仮釈放中の加害者の指定帰住地を管轄する保護観察所又は刑の一部猶予期間中の加害者であって保護観察の対象となっている者（以下「一部猶予期間中の保護観察対象加害者」という。）の特定住居地若しくは届出住居地を管轄する保護観察所（以下両保護観察所を「帰住先管轄保護観察所」という。）に対し、その理由を説明して、口頭で通報を要請すること。この場合には、事後、当該要請先の刑事施設又は帰住先管轄保護観察所に対し、前記(1)の要請を行うこと。

なお、当該要請に当たり、釈放を行った刑事施設、帰住先管轄保護観察所が明らかでないときは、窓口刑事施設に対し、適宜の方法で照会すること。

(4)　要請時期

前記(1)の要請時期は、加害者の公訴提起後の勾留中からとすること。ただし、警察留置施設等に勾留中の者については、刑事施設への収容後とすること。

(5)　関係刑事施設等からの照会等があった場合の措置

関係刑事施設等では、必要性・相当性を判断し、相当と認めるときに前記(2)の通報を行うこととしているので、関係刑事施設等から照会及び資料の追加要請があったときは、追加説明や資料の追加を行うなど適切な対応に努めること。

なお、地方更生保護委員会は、仮釈放、仮出場、不定期刑終了又は刑の一部執行猶予の言渡しを受けた者であってその猶予の期間中保護観察に付

されたものについて住居の特定のための審理を開始した時点において、同要請書が発出されてから３年以上経過しているときは、原則として、通報の必要性等につき改めて確認を行うので留意すること。

(6)　要請の撤回

本部担当課長は、前記(1)の要請後、関係刑事施設等から通報がなされる前に、対象者の指定が解除されたときは、窓口刑事施設に対し、別記様式４の釈放等通報要請撤回書により、その要請を撤回する旨通知（送付による場合は２通を送付）すること。

(7)　留意事項

ア　未決勾留中に釈放された加害者が再収容された場合の措置

未決勾留中の加害者が釈放された場合には、前記(2)の通報は行われないことから、当該加害者が刑事施設に再収容された場合において、当該通報が再度必要なときは、改めて前記(1)の要領に従って通報を要請すること。

イ　仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し等の照会

仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し若しくは失効又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の執行猶予の言渡しの取消しについては、前記(2)の通報がされないため、これらを把握する必要があるときは、帰住先管轄保護観察所に適宜の方法で照会すること。

なお、上記事由により加害者が刑事施設に再収容された場合において、前記(2)の通報が再度必要なときは、改めて釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書によりこれを要請すること。

ウ　仮釈放中の加害者の転居先の把握等

仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の転居等についても、前記(2)の通報がされないため、その転居先を把握する必要があるときは、釈放等通報要請書及び再被害防止対象者指定理由書（釈放等通報要請書に、当該加害者の転居先の通報を要請する旨明記した上、先に通報要請を行った際の各文書の写しを添付して、記載を省略して差し支えない。）により、帰住先管轄保護観察所に要請すること。

エ　自由刑の執行停止の取消し等により再収容された加害者の通報

前記(1)及び(3)の要請を行った加害者であって、自由刑の執行停止の取消し等により再収容されたもの又は逃走後再収容されたものについては、改めてその要請をしなくとも、前記(2)の通報がされる。

オ　釈放を行う刑事施設の把握方法

通常、釈放を行う刑事施設は、加害者を収容している刑事施設である

が、異なる刑事施設が釈放を行うことがあることから、釈放を行う刑事施設を正確に把握する必要があるときは、前記(2)の通報を行った刑事施設（ただし、仮釈放、仮出場又は不定期刑の執行終了による釈放予定の場合は、別記様式６の受刑者釈放予定通報書（警）に記載された刑事施設）に対し、適宜の方法で照会すること。

３　刑事施設等からの加害のおそれ等を示す情報の通報

前記２(1)及び(3)の要請を行っていない加害者について、刑事施設等が加害者が被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を覚知したときは、次の要領で警察に通報がされるので、関係府県警察への連絡や対象者の指定の検討を行うなどし、所要の措置を講ずること。

(1)　検察庁

当該情報を覚知した検察官又は検察事務官から、事件を送致した所属に通報される。

(2)　刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所

当該情報を覚知した刑事施設､地方更生保護委員会又は保護観察所から、第一審裁判所の所在地を管轄する府県警察の本部被害者等支援担当課長に通報される。

４　帰住先管轄保護観察所への加害者の特異動向の通報

本部担当課長は、仮釈放中の加害者又は一部猶予期間中の保護観察対象加害者の対象者に対する加害行為のおそれ等の特異動向を認知した場合には、帰住先管轄保護観察所へ通報すること。

第４　府県警察間との連携（要綱第７の２関係）

要綱第７の２の府県警察との連携については、次により行うものとする。

１　他の府県警察に対する協力依頼及び解除

(1)　実施署長は、再被害を防止するため、他の府県警察（以下「関係警察」という。）に属する署（以下「関係署」という。）に協力を依頼する必要がある場合には、別記様式８の再被害防止協力依頼書（以下「依頼書」という。）を作成し、本部担当課長に送付すること。

(2)　前記(1)により依頼書の送付を受けた本部担当課長は、関係警察の本部担当課長に対し、当該依頼書を送付した上で協力を依頼すること。

(3)　前記(2)により依頼を受けた関係警察の本部担当課長は、関係署へ依頼書を送付するとともに、適切な措置を講ずるよう指示すること。

(4)　実施署長は、前記(1)により依頼した措置が不要となったときには、前記(1)から(3)に記載の方法に準じて、解除の申入れを行うこと。

(5)　前記(1)及び(2)により協力の依頼を受けた関係警察の本部担当課及び関係署は、解除の申入れを受けるまで、依頼書を確実に保管すること。

２　連絡体制の確立等

(1)　県本部担当課長は、執務時間外であっても、前記１の措置を確実に実施できるように、連絡担当者及び連絡補助者を指定するなど連絡体制を構築しておくこと。

(2)　再被害防止対象事案が､恋愛感情等のもつれに起因するものについては、別で定める担当者と協力するなど、迅速かつ的確な対応を徹底すること。

第５　報告等（要綱第８関係）

県本部刑事企画課長は、対象者の指定状況等について常時把握し、毎年１月に前年分の次の１から３の項目に関する結果を取りまとめて、警察庁刑事局刑事企画課長へ報告すること。

なお、次の４の事案を認知した場合には、概要、対応状況等について、その都度、警察庁刑事局刑事企画課長及び当該事件を主管する警察庁事件主管課長へ速報すること。

１　前年から指定を継続している再被害防止対象事件数及び対象者数

２　当年に指定又は指定を解除した再被害防止対象事件数及び対象者数

３　翌年へ指定を継続する再被害防止対象事件数及び対象数

４　加害者が再被害防止対象者に危害を加えた事案（未遂を含む。）、その他特異な事案の概要等

（別記様式省略）